

会
則

野村流音楽協会



会
則

野村流音楽協会



野村流音楽協会々則

第一章 総則

第一条 (名称)

本会の名称は野村流音楽協会と称す

第二条 (事務所)

本会の事務所は那覇市内に置く

第三条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り野村流音楽の普及高揚に努め以って協会の発展を期することを目的とする

第四条 (組織)

本会は前条の趣旨に替同する者で組織す

2、本会は各地区及び海外に支部を置くことができる

3、本会に入会しようとする者は本会の支部に入会し支部長を経て会費を納入しなければならぬ

第二章 事業

第五條 (事業)

本会は第三條の目的を達成するため左の事業を行う

- 一、野村流音楽の研究、舞踊及び組踊の地謡並に伴奏者の養成
- 二、研究発表会並に合同演奏会の開催
- 三、師範、教師の免許審査及び免許状の交付
- 四、琉球古典音楽の文献の蒐集及び保存
- 五、その他必要な事業

第三章 役員

第六條 (役員)

本会に次の役員をおく

- | | | | | | |
|----|------|-----|------|-----|------|
| 会長 | 一名、 | 副会長 | 二名、 | 理事 | 若干名、 |
| 監事 | 三名、 | 幹事 | 若干名、 | 相談役 | 若干名、 |
| 顧問 | 若干名、 | | | | |

第七 条

(役員選出)

2、本会の役員は名誉識とする

一、会長、副会長、監事、は理事会において選出し総会の承認を得るものとする
二、理事は沖縄本島内の支部において会員三〇名に付き一名の割合いで選出し総会の承認を得るものとする

但し会員三〇名にみたない支部は支部長が理事となる

三、幹事は理事の中から理事会において選出する

四、相談役は会員で功労のあつた者の中から理事会で選出して総会の承認を得るものとする

五、顧問は学識経験者から会長が理事会にはかつて推戴する

第八 条

(書記、会計)

書記一名、会計一名は会長が推薦して理事会の承認を得るものとする

第九 条

(役員の仕事)

一、会長は本会を代表し会務を統括する

二、副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する

三、理事は理事会を構成し第十四条の運営事項を審議決定する

- 四、監事は会務並に会計を監査し理事会並に総会に報告する
 - 五、相談役は理事会に出席してその諮問に応じ又は意見を述べることができる
 - 六、顧問は会長の諮問機関とする
 - 七、書記、会計は会長の指示を受け夫々の会務を処理する
- 第十條 (役員任期)
役員任期は二年とし再選を妨げない
但し補欠による任期は前任者の残任期間とする

第四章 會議

第十一條 (會議)

本会の會議は總會と理事会とする

第十二條 (總會)

定期總會は年一回春に行い会長、又は理事会において必要ありと認めるときは臨時總會を開催することができる

2、總會は会長が議長となる

第十三條 (總會の決議事項)

第十四条

- 一、予算、決算の承認
- 二、会則の制定、改廃の承認
- 三、役員を選任、解任の承認
- 四、その他重要事項

(理事会の議決事項)

理事会は会長、副会長、理事で構成し会長が招集して議長となり次の事項を議決する

- 一、各役員を選出
- 二、事業計画の審議決定
- 三、会則の制定、改廃の審議決定
- 四、免許審査委員の選任
- 五、支部の認定
- 六、役員費用弁償審議決定
- 七、その他必要な事項

第十五条

(幹事会)

幹事は幹事会を構成し幹事長を互選とする

2、幹事会は次の事項を行う

一、事業計画の作成

二、事業報告書、予算、決算書の作成

三、その他本会の運営に必要な事項

第十六条 (議事)

議事は出席者の三分二以上で決議する

第五章 免許

第十七条 (免許)

本会の師範、教師にならうとする者は本会の免許審査委員会が行う審査を受けてから免許を得なければならない

第十八条 (免許状)

本会の免許は免許状を交付して行う

第十九条 (免許審査委員会)

本会に免許審査委員をおき理事会において選出された十名の委員により構成する

2、委員長は互選とする

第二十条 (受験資格)

1、教師免許

本会所属の教師以上が推薦する本会の会員であること

2、師範免許

本会所属の師範が推薦する本会の教師であること

第二十一条 (免許審査規程)

免許審査委員会が行う免許審査に関する諸事項について理事会において免許審査規程を定め審査の手續その他についてはその規定によるものとする

第六章 会員の権利義務

第二十二条 (除名)

本会の運営を妨害し会則又は決議を無視し或は本会の名誉を毀損した者は理事会の決議により除名することができる

2、本会を脱退し又は除名された者は本会に係るすべての権利を失う

第七章 会計

第二十三条 (経費)

本会の経費は会員の会費、寄附金その他の収入による

第二十四条 (会費)

本会の会員の会費は年一ドルとする

第二十五条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月末日までとする

附則

- 1、本会則は一九七〇年三月廿二日から施行する
- 2、本会則施行の際現に旧会則により免許を受けている者は本会則により得たるものと看做す

音楽協会会則昭和45年

<http://p.booklog.jp/book/97805>

著者 : znakao

著者プロフィール : <http://p.booklog.jp/users/znakao/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/97805>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/97805>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社 : 株式会社ブクログ